

## 公益社団法人熊本県浄化槽協会 役員等費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第56条の規定に基づき、会議等に出席した役員等に対する所用の費用の弁償について定めることを目的とする。

### (会議等)

第2条 この規程に定める会議等とは次の各号のとおりとする。

- (1) 本協会定款第31条の理事会。
- (2) 本協会定款第39条の常務会。
- (3) 本協会定款第40条の委員会。
- (4) 本協会定款第41条の支部長連絡会議。
- (5) 本協会定款第42条の法定検査会。
- (6) 会長が特に必要と認めた会議等。

### (役員等)

第3条 この規程において役員等とは次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本協会定款第23条に規定する理事及び監事
- (2) 本協会定款第39条から第42条に規定する会議等の構成員。
- (3) 会長が特に必要と認めた者。

### (費用弁償の内容及び算出方法)

第4条 この規程に定める費用弁償とは、日当及び交通費を合わせたものをいう。

- 2 費用弁償のうち日当は5,000円とする。
- 3 費用弁償のうち交通費は、役員等が各自の所属する事業所から協会本部までを実測した往復距離（別紙1）に応じ別表1に掲げる額とする。但し、車種及び方法等については考慮しないものとする。
- 4 協会本部以外で開催される会議等の場合は、前各項により算出された額を費用弁償の額とする。

### (支給方法)

第5条 役員等が会議等に出席したときは費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償のうち交通費は同日に会議等が複数開催される場合であっても重複しての支給はしない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の変更及び改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年10月5日より施行する。

別表1

距離 (往復)	交通費
0 km以上～60 km未満	2,000円
60 km以上～100 km未満	4,000円
100 km以上～140 km未満	6,000円
140 km以上～180 km未満	8,000円
180 km以上	10,000円